



# 長野県報

2月23日(木)  
平成24年  
(2012年)  
第2346号

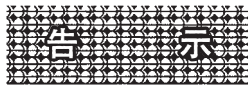
## 目次

### 告示

病院内保育所運営事業費補助金交付要綱の一部改正(医療推進課) .....	2
看護職員確保対策事業等補助金交付要綱の一部改正(医療推進課) .....	2
生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課) .....	3
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の名称又は所在地の変更の届出(地域福祉課) .....	5
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (健康長寿課介護支援室) .....	6
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課) .....	6
保安林の指定施業要件を変更する通知の掲示(森林づくり推進課) .....	7
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課) .....	7
公共測量の実施(2件)(建設政策課) .....	7
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) .....	7
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) .....	8
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) .....	8
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) .....	8
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	8
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	9

### 公告

一般競争入札(情報統計課情報システム推進室) .....	9
特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課) .....	10
特定調達契約に係る一般競争入札(建設政策課技術管理室) .....	10
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課) .....	11
建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施(建築指導課) .....	11
一般競争入札(6件)(住宅課) .....	11
一般競争入札(生活排水課) .....	17
一般競争入札(12件)(建設政策課) .....	17
一般競争入札(2件)(道路管理課) .....	28
一般競争入札(18件)(河川課) .....	30
一般競争入札(砂防課) .....	45
一般競争入札(特別支援教育課) .....	46
一般競争入札(消防課) .....	47
一般競争入札(3件)(交通政策課) .....	48
一般競争入札(人事課) .....	51
一般競争入札(3件)(食品・生活衛生課) .....	51
一般競争入札(砂防課) .....	54
一般競争入札(企業局) .....	55
一般競争入札(教育総務課) .....	56
一般競争入札(5件)(高校教育課) .....	56
一般競争入札(3件)(教学指導課) .....	61
一般競争入札(7件)(文化財・生涯学習課) .....	63



長野県告示第137号

病院内保育所運営事業費補助金交付要綱（昭和50年長野県告示第87号）の一部を次のように改正し、平成23年度の補助金から適用します。

平成24年 2月23日

長野県知事 阿部守一

第3の表中「162,700円」を「171,750円」に、

ア	24時間保育を行っている施設
	20,080円×運営日数
イ	病児等保育を行っている施設
	193,070円×運営月数
ウ	緊急一時保育を行っている施設
	20,080円×運営日数
エ	児童保育を行っている施設
	10,930円×運営日数

を

i

ア	24時間保育を行っている施設
	23,410円×運営日数
イ	病児等保育を行っている施設
	187,560円×運営月数
ウ	緊急一時保育を行っている施設
	20,720円×運営日数
エ	児童保育を行っている施設
	10,670円×運営日数
オ	休日保育を行っている施設
	11,630円×運営日数

に改める。

i

児童保育		
単価	運営日数	小計
円		

様式第5号及び様式第8号中

を

児童保育			休日保育		
単価	運営日数	小計	単価	運営日数	小計
円			円		

に改める。

医療推進課

長野県告示第138号

看護職員確保対策事業等補助金交付要綱（平成23年長野県告示第171号）の一部を次のように改正し、平成23年度の補助金から適用します。

平成24年 2月23日

長野県知事 阿部守一

第2の表の新人看護職員研修事業の項中「並びに賃金」を「、備品購入費並びに賃金」に、「440千円」を「440千円。ただし、新人看護職員研修と併せて新人保健師研修又は新人助産師研修を実施する場合にあっては、586千円とする。」に、「630千円」を「630千円。ただし、新人看護職員研修と併せて新人保健師研修又は新人助産師研修を実施する場合にあっては776千円、新人看護職員研修と併せて新人保健師研修及び新人助産師研修を実施する場合にあっては922千円とする。」に改め、同表の短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業の項中「旅費及び」を「旅費、」に、「及び会議費」を「、会議費及び消耗品費」及び役務費（通信運搬費及び雑役務費）に、「2,331千円」を「2,261千円」に改め、同表の外国人看護師候補者就労研修支援事業の項中「日本語習得支援事業の」を「外国人看護師候補者就労研修支援事業の」に、「報償費」を「指導者経費（謝金、人件費及び手当）、報償費、旅費」に、「及び役務費」を「、役務費」に、「通信運搬費」を「通信運搬費」及び備品購入費に、「就労研修支援事業の」を「外国人看護師候補者就労研修支援事業の」に、「及び需用費」を「、報償費、旅費、需用費」に、「印刷製本費」の「を」を「印刷製本費」、役務費（雑役務費及び通信運搬費）及び備品購入費の「に」、「295千円」を「461千円」に改める。

医療推進課

## 長野県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成24年2月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	特定非営利活動法人たんぼぼの家	長野県岡谷市湖畔一丁目28番16号	宅老所たんぼぼの家	長野県岡谷市湖畔一丁目28番15号	平成23年9月1日
	医療法人聖清会	長野県北佐久郡御代田町御代田2422番地79	訪問介護ステーションつばさ	長野県佐久市岩村田1929-7	平成23年10月1日
訪問入浴介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターとうみ	長野県東御市加沢1174-2	平成23年11月1日
居宅療養管理指導	土屋薬品株式会社	長野県長野市川中島町今井384番地	田町土屋薬局	長野県飯山市飯山田町2938番地4	平成23年11月1日
	有限会社小野薬局	静岡県静岡市葵区川合二丁目1番15号	佐久平薬局	長野県佐久市佐久平駅北19-14	平成23年8月22日
通所介護	株式会社一期会	長野県上伊那郡飯島町飯島2317番地1	デイサービスセンターいじまいちご	長野県上伊那郡飯島町飯島2317番地1	平成23年9月1日
	特定非営利活動法人たんぼぼの家	長野県岡谷市湖畔一丁目28番16号	宅老所たんぼぼの家	長野県岡谷市湖畔一丁目28番16号	平成23年9月1日
	有限会社ウェルネスライフ	長野県千曲市上徳間606番地3号	あさがお千曲	長野県千曲市上徳間606番地3号	平成23年11月16日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターとうみ	長野県東御市加沢1174-2	平成23年11月1日
特定施設入居者生活介護	株式会社ソーシャル・ネットワーク	長野県塩尻市広丘高出2007-5	ウィズ諏訪	長野県諏訪市中洲5853-3	平成23年11月16日
福祉用具貸与	特定非営利活動法人ひなたぼっこ	長野県諏訪郡富士見町富士見11650番1	福祉用具レンタルひなたぼっこ	長野県諏訪郡富士見町富士見11650番1	平成23年5月1日
	株式会社ファイブハーツ	長野県松本市島内1666-852	株式会社ファイブハーツ	長野県松本市島内1666番地852	平成23年8月1日
	メディカルケア株式会社	長野県千曲市小島3172番地	サクラケア安曇野店	長野県安曇野市豊科4207-3	平成23年10月1日
小規模多機能型居宅介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターいづな	長野県上水内郡飯綱町川上1988番地	平成23年7月1日

## 2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人松川村社会福祉協議会	長野県北安曇郡松川村5650-19	松川村社協居宅介護支援事業所	長野県北安曇郡松川村5650-19	平成23年7月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターいづな	長野県上水内郡飯綱町川上1988番地	平成23年7月1日
特定非営利活動法人野沢温泉の夢を結ぶ会	長野県下高井郡野沢温泉村豊郷4399番地	野沢温泉の夢を結ぶ会	長野県下高井郡野沢温泉村豊郷4399番地	平成23年10月1日
特定非営利活動法人たんぼぼの家	長野県岡谷市湖畔一丁目28番16号	宅老所たんぼぼの家	長野県岡谷市湖畔一丁目28番15号	平成23年9月1日
株式会社ミナミ企画	長野県塩尻市大門並木町7番9号	居宅介護支援事業所シリウス	長野県塩尻市大門並木町7番9号	平成23年11月1日

## 3 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ファイブハーツ	長野県松本市島内1666-852	株式会社ファイブハーツ	長野県松本市島内1666番地852	平成23年8月1日
メディカルケア株式会社	長野県千曲市小島3172番地	サクラケア安曇野店	長野県安曇野市豊科4207-3	平成23年10月1日

## 4 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防訪問介護	社会福祉法人松川村社会福祉協議会	長野県北安曇郡松川村5650番地19	松川村社協ヘルパーステーション	長野県北安曇郡松川村5650番地19	平成23年7月1日
	特定非営利活動法人たんぼの家	長野県岡谷市湖畔一丁目28番16号	宅老所たんぼの家	長野県岡谷市湖畔一丁目28番15号	平成23年9月1日
	医療法人聖清会	長野県北佐久郡御代田町御代田2422番地79	訪問介護ステーションつばさ	長野県佐久市岩村田1929-7	平成23年10月1日
介護予防訪問入浴介護	社会福祉法人松川村社会福祉協議会	長野県北安曇郡松川村5650番地19	松川村社協訪問入浴介護事業所	長野県北安曇郡松川村5650番地19	平成23年7月1日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターとうみ	長野県東御市加沢1174-2	平成23年11月1日
介護予防居宅療養管理指導	土屋薬品株式会社	長野県長野市川中島町今井384番地	田町土屋薬局	長野県飯山市飯山田町2938番地4	平成23年11月1日
	有限会社小野薬局	静岡県静岡市葵区川合二丁目1番15号	佐久平薬局	長野県佐久市佐久平駅北19-14	平成23年8月22日
介護予防通所介護	株式会社一期会	長野県上伊那郡飯島町飯島2317番地1	デイサービスセンターいじまいちご	長野県上伊那郡飯島町飯島2317番地1	平成23年9月1日
	社会福祉法人松川村社会福祉協議会	長野県北安曇郡松川村5650番地19	松川村社協指定通所介護事業所	長野県北安曇郡松川村5650番地19	平成23年7月1日
	社会福祉法人松川村社会福祉協議会	長野県北安曇郡松川村5650-19	松川村社協介護予防デイサービスセンター	長野県北安曇郡松川村5650-19	平成23年7月1日
	特定非営利活動法人たんぼの家	長野県岡谷市湖畔一丁目28番16号	宅老所たんぼの家	長野県岡谷市湖畔一丁目28番16号	平成23年9月1日
	社会福祉法人れんげ福祉会	長野県大町市常盤東部6850番地24	デイサービスセンター銀松苑 壱番館	長野県大町市常盤東部6850番地24	平成23年8月1日
	有限会社ウェルネスライフ	長野県千曲市上徳間606番地3号	あさがお千曲	長野県千曲市上徳間606番地3号	平成23年11月16日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターとうみ	長野県東御市加沢1174-2	平成23年11月1日
介護予防通所リハビリテーション	社会福祉法人博悠会	長野県上高井郡小布施町小布施10番20	フランセーズ悠とぐら	長野県千曲市上徳間337番地1	平成23年6月1日
介護予防短期入所療養介護	社会福祉法人博悠会	長野県上高井郡小布施町小布施10番20	フランセーズ悠とぐら	長野県千曲市上徳間337番地1	平成23年6月1日
介護予防特定施設入居者生活介護	株式会社ソーシャル・ネットワーク	長野県塩尻市広丘高出2007-5	ウィズ諏訪	長野県諏訪市中洲5853-3	平成23年11月16日
介護予防福祉用具貸与	株式会社ファイブハーツ	長野県松本市島内1666-852	株式会社ファイブハーツ	長野県松本市島内1666番地852	平成23年8月1日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターこさと	長野県上田市上野60-7	平成23年8月1日

	メディカルケア株式会社	長野県千曲市小島3172番地	サクラケア安曇野店	長野県安曇野市豊科4207-3	平成23年10月1日
介護予防小規模多機能型居宅介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターいいづな	長野県上水内郡飯綱町川上1988番地	平成23年7月1日

5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ファイブハーツ	長野県松本市島内1666-852	株式会社ファイブハーツ	長野県松本市島内1666番地852	平成23年8月1日
メディカルケア株式会社	長野県千曲市小島3172番地	サクラケア安曇野店	長野県安曇野市豊科4207-3	平成23年10月1日

地域福祉課

長野県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成24年2月23日

長野県知事 阿 部 守 一

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
					新	旧	
訪問看護	特定医療法人新生病院	長野県上高井郡小布施町小布施851番地4	訪問看護ステーション希望	長野県上高井郡小布施町小布施851番地の4	訪問看護ステーション希望	訪問看護ステーションおぶせ	平成23年8月1日
	医療法人聖会	長野県松本市笹賀3967番地7	訪問看護ステーションメロディー	長野県松本市笹賀4285番地1 水口アパート10号	長野県松本市笹賀4285番地1 水口アパート10号	長野県松本市笹賀3967番地7	平成23年9月9日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
				新	旧	
特定非営利活動法人介護相談室縁	長野県木曾郡上松町緑町1丁目1番地3	特定非営利活動法人介護相談室縁	長野県木曾郡上松町緑町1丁目1番地3	長野県木曾郡上松町緑町1丁目1番地3	長野県木曾郡上松町駅前通り1丁目46番地	平成23年11月1日

3 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
					新	旧	
介護予防訪問看護	特定医療法人新生病院	長野県上高井郡小布施町小布施851番地4	訪問看護ステーション希望	長野県上高井郡小布施町小布施851番地の4	訪問看護ステーション希望	訪問看護ステーションおぶせ	平成23年8月1日
	医療法人聖会	長野県松本市笹賀3967番地7	訪問看護ステーションメロディー	長野県松本市笹賀4285番地1 水口アパート10号	長野県松本市笹賀4285番地1 水口アパート10号	長野県松本市笹賀3967番地7	平成23年9月9日

地域福祉課



## 長野県告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成24年2月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定居宅サービス事業者

訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社ナラ・ドリーム	訪問介護サービスおひさま	諏訪市大字豊田3952番地1	平成24年2月16日

## 2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人あすか	あすか介護相談センター	飯田市座光寺4021番地3	平成24年2月16日

## 3 指定介護予防サービス事業者

介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社ナラ・ドリーム	訪問介護サービスおひさま	諏訪市大字豊田3952番地1	平成24年2月16日

健康長寿課介護支援室

## 長野県告示第142号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡泰阜村2250、2255の30、2255の85、2255の114、2255の125、2255の127、2268の1、2269の2、2279、2653の4、2653の6、2653の7、2653の66、2660の1、2660の3、2660の5、2660の6、2660の33から2660の38まで

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
泰阜村2250（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第143号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年2月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡泰阜村4749、4751の1、4751の2、4753、4754の1、4754の2、5145、5146、5163の1、5163の3から5163の5まで、5163の7、5163の8、5177の1

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
泰阜村4749、5163の5、5177の1  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第144号**

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の保安林に係る指定施業要件の変更について、当該保安林の所在地の属する市町村の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成24年 2月23日

長野県知事 阿部 守一

保安林の指定施業要件の変更についての通知の内容  
(要旨)

- 1 土砂の流出の防備のため指定した保安林において定めた指定施業要件が変更されたこと。
- 2 変更後の指定施業要件については、平成24年2月2日付農林水産省告示第268号のとおりであること。

保安林の指定施業要件の変更に関する 保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者等の氏名
下伊那郡売木村45の696	松村 清司

森林づくり推進課

**長野県告示第145号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年 2月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
長野市若穂保科字保科山6259の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第146号**

大町市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年 2月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（都市計画基本図修正）
- 2 作業期間  
平成23年11月28日から平成24年3月23日まで
- 3 作業地域  
大町市

建設政策課

**長野県告示第147号**

佐久市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年 2月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（佐久市都市計画基本図修正）
- 2 作業期間  
平成23年11月21日から平成24年3月9日まで
- 3 作業地域  
佐久市

建設政策課

**長野県告示第148号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年 2月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称  
菅谷地、法戸（1）、法戸（2）、法戸（3）、法戸（4）、財門（1）、財門（2）、財門（3）、財門（4）、財門（5）、財門（6）、財門（7）、財門（8）、奥中田（1）、奥中田（2）、中田、大平、杉の釜（1）、杉の釜（2）、出し、出し（5）、山角、長峰、長峰（3）、山中、小牧、一ノ坂、木戸向、市野瀬（1）、市野瀬（2）、木戸、菫畑、袖、押出、宮崎（1）、宮崎（2）、宮崎（3）、牧川、大沢（1）、大沢、南、坂屋（1）、坂屋（2）、坂屋（3）、新井（1）、新井（2）、新井（3）、新井（4）、別府、財又、財又（3）、高橋、高橋（4）、岡（1）、岡（2）、小鬼無里、小鬼無里（4）、上新倉（1）、上新倉（2）、上新倉（3）、下新倉、蓬平、瀬戸、東町、須田町（1）、須田町（2）、須田町（3）、須田町、上町、南町（1）、南町（2）、南町（3）、上平、上平（4）、上平（5）、上平（6）、芝原、中島、直路、小橋、和田（1）、和田（2）、土橋（1）、土橋（2）、萩之峯、樽、田中、宮之脇、古在家（1）、古在家（2）、松原（1）、松原（2）、松島、十二平（1）、十二平（2）、十二平（3）、七ツ室（1）、七ツ室（2）、大久保、十二平（4）、中ノ原、東京（1）、東京（2）、東京（3）、東京（4）、東京（5）、東京（6）、東京（7）、牛平、西京（1）、西京（2）、西京（3）、西京（4）、西京（5）、西京（6）、西京（7）、西京（8）、根上、府成、板之峰（1）、板之峰（2）、板之峰（3）、南浦、落合（1）、落合（2）、川浦（1）、川浦（2）、岩下（1）、岩下（2）、岩下（3）、土倉（1）、土倉（2）、土倉（3）、土倉（4）、土倉（5）、小佐出、田之頭（1）、田之頭（2）、田之頭（3）、田之頭（4）、田之頭（5）、押切（1）、押切（2）、押切（3）、押切（4）、押切（5）、一之坂（1）及び一之坂（2）
- 2 指定の区域  
長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年 2月23日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

菅谷地、法戸（1）、法戸（2）、財門（1）、財門（2）、財門（3）、財門（4）、財門（5）、財門（7）、財門（8）、奥中田（1）、中田、大平、杉の釜（1）、杉の釜（2）、出し、山角、長峰、長峰（3）、山中、小牧、一ノ坂、木戸向、市野瀬（1）、市野瀬（2）、木戸、菘畑、押出、宮崎（1）、宮崎（2）、宮崎（3）、牧川、大沢、南、坂屋（1）、坂屋（2）、坂屋（3）、新井（1）、新井（3）、新井（4）、財又、財又（3）、高橋、高橋（4）、岡（1）、岡（2）、小鬼無里、小鬼無里（4）、上新倉（1）、上新倉（3）、下新倉、瀬戸、東町、須田町（2）、須田町、上町、南町（1）、南町（2）、南町（3）、上平、上平（6）、直路、小橋、和田（2）、土橋（1）、土橋（2）、萩之峯、宮之脇、古在家（1）、松原（2）、松島、十二平（1）、十二平（2）、十二平（3）、七ツ室（1）、七ツ室（2）、大久保、十二平（4）、中ノ原、東京（3）、東京（4）、東京（5）、牛平、西京（4）、西京（7）、西京（8）、府成、板之峰（2）、南浦、落合（1）、落合（2）、川浦（1）、川浦（2）、岩下（1）、岩下（3）、土倉（2）、土倉（3）、土倉（5）、小佐出、田之頭（1）、田之頭（2）、田之頭（3）、田之頭（4）、田之頭（5）、押切（2）、押切（3）、押切（4）、押切（5）及び一之坂（1）

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年 2月23日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

菅谷地（2）、新井沢、財又（4）、籠田樋口沢、瀬戸（3）、成沢1、成沢2、成沢3、和田西沢、宮沢2号、天神川支流1、天神川支流2、天神川支流3、天神川支流4、天神川支流5、しもいでり沢、柳沢、殿方沢、井戸入沢、塩尻沢、落合沢北、前沢、小佐出沢、おさで沢、土倉沢、水上沢、田頭沢、沢井戸沢、寺沢、失平沢、後沢、サウウ沢、日照田沢、滝入沢、西之沢、よしね入沢1、よしね入沢2、下の沢、中尾沢及び宮沢

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年 2月23日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

菅谷地（2）、財又（4）、瀬戸（3）、成沢2、成沢3、和田西沢、宮沢2号、天神川支流1、天神川支流2、天神川支流3、天神川支流4、天神川支流5、しもいでり沢、柳沢、塩尻沢、落合沢北、前沢、小佐出沢、おさで沢、土倉沢、水上沢、田頭沢、沢井戸沢、失平沢、サウウ沢、日照田沢、よしね入沢2、中尾沢及び宮沢

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県上田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年3月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年 2月23日

長野県上田建設事務所長 山浦 直人

1 道路の種類 県道

2 路線名 真田新田線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市下室賀字日陰2669番の1地先から 上田市下室賀字寺前1911番地先まで	旧	6.0~8.0 m	0.7740 km
同上	新	10.0~11.0	0.7740

道路管理課



## 長野県上田建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

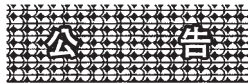
その関係図面は、告示の日から平成24年3月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年2月23日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

- 1 路線名 真田新田線
- 2 供用を開始する区間  
上田市下室賀字日陰2669番の1地先から  
上田市下室賀字桐の木1956番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成24年2月23日

道路管理課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月23日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
長野県電子計算機操作業務委託一式
  - (2) 役務の特質  
長野県電算業務に係る電子計算機操作処理
  - (3) 履行期間  
平成24年4月1日から平成24年7月13日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
  - (4) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条

第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 過去に本県において使用されている大型汎用機(OS:OS IV/XSP)の操作と同種の操作業務を誠実に履行した経験を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県企画部情報統計課情報システム推進室  
電話 026(235)7071
- 4 入札説明会の日時及び場所
  - (1) 日時 平成24年2月29日(水) 午前10時
  - (2) 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室
- 5 入札手続等
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成24年3月6日(火) 午後5時  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成24年3月7日(水) 午前10時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室
  - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (7) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 6 入札に当たっての留意事項
  - (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
  - (2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進室